

平成29年4月10日

保護者各位

八戸市立島守小学校
校長 一条秀雄
八戸市立島守中学校
校長 竹花和人

非常災害時における対応について

陽春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

非常災害発生時もしくは、警報発令時には、八戸市教育委員会の基準に基づき、島守小学校、中学校といたしましても、以下のように対応いたします。昨年度に引き続き保護者の皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

① 地震が発生した場合

	震度5弱以上	震度5弱未満(大きな被害等がない場合)
自宅にいる場合	・原則として、「休校」とします。	・原則として、「出校」とします。 ・保護者の方が登校させることが危険と判断された場合は、学校へ電話連絡の上、自宅待機させてください。 その後、安全が確認された場合は登校させてください。その際は、欠席や遅刻とはなりません。
学校にいる場合	・下校の際は、原則として児童・生徒を直接保護者に引き渡します。学校に迎えに来てください。 ・保護者(家族)と連絡が取れない場合は、児童・生徒を学校に留め置きます。	・大きな被害等がない場合は、通常どおり授業を行います。 ・停電の場合、給食が実施できない場合、校舎の水道やトイレの使用に不具合がある場合は、状況から判断して授業を途中で中止して、下校させる場合もあります。 ・保護者の方に迎えに来ていただくな、あるいは集団で下校させます。
登下校中の場合	・あらかじめ家族で相談し、対応を決めておいてください。 (学校に避難する、自宅に戻る、待ち合わせの場所の確認など)	

<備考>

※「震度5弱」の取り扱いについて

- ・八戸市内のいずれかの地点で観測された最大震度を基準にします。島守地区が震度4、他地区で震度5弱と観測された場合でも、取り扱いは市内全域「震度5弱」となります。

※ 16時30分以降に震度5弱以上の地震が発生した場合は、市内全域、翌日の給食は実施されません。

※非常災害時と判断した場合は、安全情報配信システムを活用しますので、開封し、確認をお願いします。

② 台風発生時や警報発令時（暴風雨・雪）における対応

（1）「特別警報」が発表された場合

- ・夜半、早朝、市内に「特別警報」が発表された場合、当日は原則として「休校」とする。
- ・児童生徒が在校中に「特別警報」が発表された場合、児童生徒を直接保護者に引き渡すものとする。

（2）登校に際して危険が予想される場合

- ・登校前に「暴風雨警報」等が発令されている場合、保護者の判断で登校させるかさせないか、または、遅れて登校するかを決めてください。その際は、学校へ電話連絡をしてください。その際は、欠席・遅刻とはなりません。
- ・登校前に学校から、休校や活動の中止等について電話連絡をすることがあります。
- ・近所で道路の冠水、危険個所がある場合は、学校に連絡してください。

（3）登校後に「暴風雨警報」等が発令された場合

- ・危険な状態が継続する場合は、学校に留め置き、保護者に直接引き渡します。
- ・気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止してすみやかに下校させる場合もあります。

③ 停電及び断水の場合

- ・朝6時の時点で、学区内が停電の場合や断水の場合は、原則として「休校」とします。

④ その他

（1）保護者への児童・生徒の「引き渡し」について

- ・原則として、保護者でなければ引き渡しをいたしません。
- ・保護者（家族）と連絡が取れない場合は、児童・生徒を学校に留め置きます。

（2）自宅待機している場合

- ・小学校からの安否確認や連絡がありますので、児童・生徒を自宅に留め置くようお願いします。

※このお知らせは、各家庭の見やすい場所に掲示をお願いします。